

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求控訴事件

国側当事者・国

平成25年10月17日棄却・上告

(第一審・京都地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年3月26日判決、本資料263号-56・順号12180)

判 決

控訴人(第1審原告)	甲
同法定代理人補助人	乙
被控訴人(第1審被告)	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
被控訴人指定代理人	倉野 敏行
同	徳山 健一
同	吉田 崇
同	中島 孝一
同	大串 仁司
同	足立 昌隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1500万円及びこれに対する平成23年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人が、控訴人名義でされた外国為替証拠金取引から生じた所得につき、下京税務署職員から違法な税務調査を受けた上、同税務署長から違法な所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分を受けたことにより、精神的・身体的苦痛を被ったとして、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項による損害賠償請求権に基づき、慰謝料1500万円及びこれに対する不法行為後(訴状送達の日)の翌日である平成23年7月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、税務署員の税務調査及び課税処分に違法性はないとして、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人は、これを不服として控訴した。

- 2 前提事実(当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事

実)

原判決2頁8行目から3頁9行目までのとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 後記(2)において、当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決3頁11行目から5頁4行目までのとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における当事者の補充主張

(控訴人の主張)

ア 下京税務署職員がA信用金庫及びB株式会社C支店(以下「B」という。)に対して行った反面調査は、違法である。

被控訴人は、控訴人に対する最初の質問調査を平成19年6月6日に実施している。ところが、A信用金庫八条口支店の控訴人名義の預金口座についての預金取引明細表兼残高表(甲6)を被控訴人が保有しており、同表の作成日は平成19年6月4日となっている。さらに、Bが被控訴人の調査に基づいて提出した控訴人の個人情報に記載した平成14年分から平成18年分の外国為替証拠金取引損益証明書の作成日及び外国為替証拠金取引帳尻清算状況表の印刷日はいずれも平成19年6月5日となっている(乙3)。これは、被控訴人が、控訴人に対する最初の質問調査以前に裁判所の令状を伴わない違法な反面調査により取得したものであり、「金融機関の預貯金等の調査について」(昭和26年10月16日直所1-117国税庁長官通達各国税局長宛て)(以下「本件通達」という。)の取扱方針にも反している。すなわち、本件通達は、「昭和25年4月3日付直所3-32通達中の『直接金融機関について調査を行わなければその者について適正な課税又は滞納処分等ができ難いと認められる場合』とは、国税査察官等が裁判官の令状により行う調査の場合を除くほか6項目にわたる場合であることを留意し、今後の調査に当たり遺憾なきを期せられたい」とし、上記6項目のうちの1項目として、「犯則事件の調査上必要のある場合」を挙げている。控訴人の場合、裁判官の令状により行う調査に該当しないし、犯則事件の調査上必要ともいえないもので、下京税務署職員の上記反面調査は、本件通達に反している。

イ A信用金庫に対する調査が調査権限を有する税務職員の合理的判断に基づいて行われたとする被控訴人の主張は争う。

被控訴人は、補助人が賃貸している京都市南区の建物(乙13。以下「本件共有建物」という。)が控訴人との共有であったことから、補助人名義だけでなく控訴人名義の取引についても調査対象とした旨主張している。しかし、被控訴人は、控訴人に係るA信用金庫の預金口座(甲6)の調査を実施した平成19年6月1日より後に上記共有関係を知ったことは、上記不動産の全部事項証明書(乙13)の発行日が平成19年6月19日となっていることから明らかである。すなわち、A信用金庫に対する調査を行った際には、控訴人が本件共有建物の共有者であることを、下京税務署職員は把握していなかったといえるから、控訴人名義の取引まで調査対象とすることは有り得ない。仮に、上記全部事項証明書(乙13)の発行日が平成19年6月1日以前であったとしても、被控訴人が控訴人に対して質問検査を行った平成19年6月6日以前に控訴人に係るA信用金庫の預金口座(甲6)について、所得税法234条に基づく調査をすることはできない。国税犯則取締法に基づく調査のみが許されるものである。

(被控訴人の主張)

ア 下京税務署職員がA信用金庫に対して行った反面調査は、適法である。

上記反面調査は、質問調査権の一環として行われたものである。質問検査権の行使については、質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものである。

控訴人は、昭和26年に発出された本件通達の内容を指摘するが、本件通達は、上記反面調査が行われた当時、既に廃止されていた。仮に、本件通達の内容を参考に上記反面調査の適法性を検討するとしても、上記反面調査は、本件通達の「5 所得税・・・の課税標準の調査に当り、所得金額の計算につき必要な帳簿書類がない・・・場合において、その者の・・・銀行取引のあることを推定するに足りる相当の事由があり、且つ、その銀行取引を調査しなければ取引の事情が明らかとならない場合」に該当するから、上記反面調査は違法でない。

イ 補助人は、本件共有建物（乙13）について、平成13年分の所得税の確定申告において「住宅借入金（取得）等特別控除」の適用を受けていた（乙14）。課税庁は、当該申告書に添付された「平成13年分住宅借入金（取得）等特別控除額の計算明細書」（乙15）及び「全部事項証明書」（乙16）により、本件共有建物が、補助人、控訴人及びほか1名の共有であることを以前から把握していた。全部事項証明書（乙13）の発行日を根拠にした控訴人の主張は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、後記2において、当審における控訴人の補充主張について判断し、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決5頁6行目から10頁13行目までのとおりであるからこれを引用する。

- (1) 原判決5頁25行目の「建物」を「本件共有建物」と改める。
- (2) 原判決6頁2行目から3行目の「B株式会社C支店（以下「B」という。）」を「B」と改める。
- (3) 原判決6頁5行目の「下京税務署職員」を「下京税務署職員2名」と改める。
- (4) 原判決6頁7行目の「同職員」を「同職員ら」と改める。
- (5) 原判決6頁13行目の「下京税務署職員」を「上記下京税務署職員2名」と改める。
- (6) 原判決6頁18行目から20行目までを次のとおり改める。

「同日午後5時ころ、控訴人から下京税務署に電話があり、上記下京税務署職員2名のうちの1名が対応しようとしたところ、控訴人はこれを拒否した。そこで、もう1名の下京税務署職員が対応したところ、控訴人は「自宅に来て欲しくない。」「もう話もしたくない。」などと述べて一方的に電話を切った。」
- (7) 原判決6頁21行目の「下京税務署職員（従前の担当職員とは別の職員。以下同じ。）」を「上記電話対応をした下京税務署職員」と改める。
- (8) 原判決6頁22行目の「午後5時35分、」の後に「控訴人からの上記電話の内容に配慮して、従前とは別の下京税務署職員と共に、」を付加する。
- (9) 原判決6頁25行目の「同職員」を「同職員ら」と改める。
- (10) 原判決7頁1行目の「下京税務署職員」を「6月20日に控訴人宅を訪れた上記下京税務署職員2名」と改める。
- (11) 原判決8頁20行目の「課税対象」の前に「各人が」を加える。

- (12) 原判決9頁21行目の「示す旨の」を「示す内容の」と改める。
- (13) 原判決10頁8行目の「上記取引が原告に関係のないものであることが客観的に明らかになった」を「控訴人と乙がともに、上記取引が控訴人に関係のないものであるとした」と改める。

2 当審における控訴人の補充主張について

- (1) 控訴人は、被控訴人がA信用金庫及びBに対して行った反面調査は違法である旨主張している。

控訴人に対する本件税務調査が開始されたのが平成19年5月31日であること、A信用金庫及びBに対する反面調査は同年6月に入って行われたことは、引用に係る原判決説示のとおりであり（原判決8頁14行目から16行目）、控訴人に対する質問検査前に反面調査が行われたとの控訴人の主張は理由がない。

もともと、原判決説示のとおり、下京税務署職員が控訴人と直接面談したのが平成19年6月6日であり、A信用金庫に対する反面調査が平成19年6月1日、Bに対する反面調査が平成19年6月6日であったことからみて、上記反面調査が控訴人との面談を実施する前であったことは明らかである。しかしながら、引用に係る原判決の説示（原判決7頁8行目から15行目まで）のとおり、所得税法234条1項に定める質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものである。上記認定した事実からすると、本件において、控訴人が平成14年、同15年、同17年及び同18年の所得税の確定申告書を所轄税務署長である下京税務署長に提出していなかったところ（前提事実(2)）、平成19年5月31日に、控訴人に対し、控訴人名義のFX取引に関し確認すべき事項がある旨の葉書を送付したが、控訴人から応答がなかったこと（引用に係る原判決第3の1(1)イの事実）などからして、調査につき、控訴人の協力を得ることが容易に期待できない状況であったから、控訴人名義のFX取引につき、その取引先等に対して反面調査を行う必要があったと認められるし、A信用金庫に対する反面調査の内容が控訴人名義の預金等取引についての照会であり、Bに対する反面調査の内容が控訴人名義のFX取引についての聴取調査等であり、いずれも社会通念上相当な範囲、程度の反面調査であったといえることからみて、権限ある税務職員の合理的な選択として、控訴人と面談をする前にA信用金庫やBに対して反面調査をしたことが、格別違法とはいえない。

控訴人は、上記反面調査が裁判官の令状がない調査であり、昭和26年に発出された本件通達にも反していると主張する。しかし、所得税法234条1項の質問検査権は、強制調査ではないから裁判官の令状によることを要しないし、昭和26年に発出された本件通達が今日において維持されているとしても、控訴人の場合には、上記認定したところから、本件通達の「5 所得税・・・の課税標準の調査に当り、所得金額の計算につき必要な帳簿書類がない・・・場合において、その者の・・・銀行取引のあることを推定するに足りる相当の事由があり、且つ、その銀行取引を調査しなければ取引の事情が明らかとならない場合」に該当するといえるから、上記反面調査が、金融機関に対する反面調査についての本件通達に反しているとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

- (2) 控訴人は、下京税務署職員がA信用金庫に対する調査を行った平成19年6月1日時点で、本件共有建物が控訴人との共有であることを知らないにもかかわらず、控訴人名義の取引にま

で調査対象に含めているが、これは所得税法234条1項の質問検査権の範囲を超えている旨主張する。

しかしながら、証拠（乙13ないし16）及び弁論の全趣旨によれば、補助人が平成13年分の所得税確定申告をする際、平成13年分住宅借入金（取得）等特別控除額の計算明細書（乙15）において、控訴人を共有者としていたこと、上記確定申告の申告書（乙14）には、平成14年1月25日付けの本件共有建物の全部事項証明書（乙16）が添付されており、同全部事項証明書には、控訴人が共有者として表示されていたこと、そのため、下京税務署職員は、平成19年6月1日にA信用金庫に反面調査をした際には、控訴人が共有持分を有する本件共有建物の存在を把握していたことが認められる。したがって、下京税務署職員が、上記情報に基づき、A信用金庫に対して反面調査をしても、違法とはいえない。よって、この点の控訴人の主張は理由がない。

さらに、控訴人は、控訴人に対する質問検査以前にA信用金庫に対する反面調査をすることは許されないと主張している。しかしながら、この点は、上記(1)において述べたところと同様、上記反面調査を違法とする事由には当たらないというべきである。

3 結論

以上により、控訴人の本件請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。よって、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 田中 澄夫

裁判官 龍見 昇

裁判官横山光雄は、差し支えにつき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 田中 澄夫